

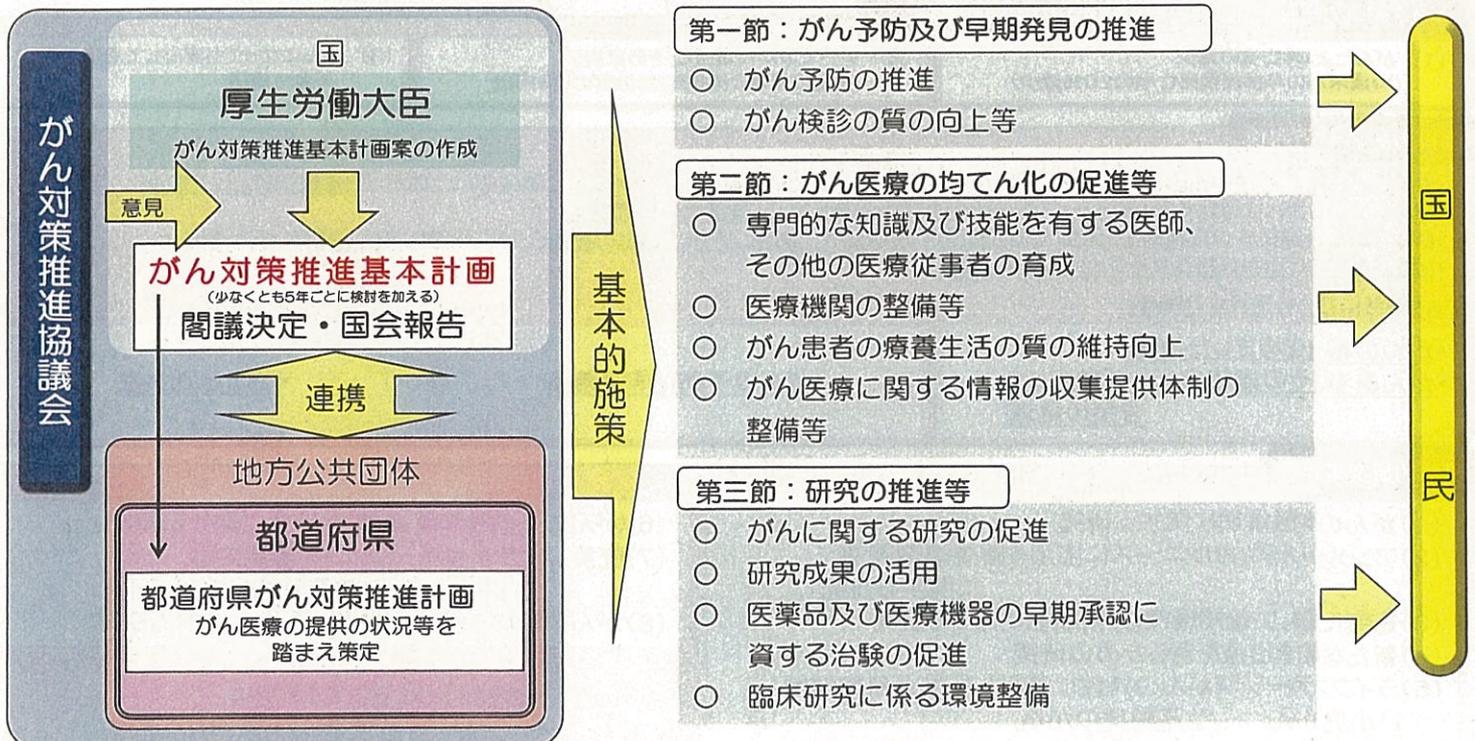
# これまでの検討経緯と 今後の検討テーマ等について

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

## がん対策基本法

(平成18年法律第98号、平成19年4月施行)

### がん対策を総合的かつ計画的に推進



# がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

## 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

**新**(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

## 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

**新**(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

## 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

### 1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新**⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

### 2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

### 3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

### 4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

### 5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

### 6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

### **新**7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

### **新**8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

### **新**9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

## がん研究10か年戦略の概要

(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

### 「根治・予防・共生 ～患者・社会と協働するがん研究～」

#### 戦略目標

我が国の死亡原因第一位であるがんについて、患者・社会と協働した研究を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの根治、がんの予防、がんとの共生をより一層実現し、「基本計画」の全体目標を達成することを目指す。

#### 「基本計画」の全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

#### 今後のあるべき方向性

- ・産官学が一体となり、「がんの本態解明研究」と「実用化をめざしたがん研究」が一体的かつ融合的につながった疾患研究として推進
- ・臨床現場から新たな課題や国民のニーズを抽出し研究へと還元する。循環型の研究開発
- ・研究成果等の国民への積極的な公開による、国民ががん研究に参加しやすい環境の整備と、がん研究に関する教育・普及啓発
- ・研究推進における利益相反マネジメント体制の整備

#### 【研究開発において重視する観点】

・がんの根治をめざした治療  
・がん患者とその家族のニーズに応じた苦痛の軽減

・がんの予防と早期発見

・がんとの共生

#### 具体的研究事項

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域
  - 1) 小児がん
  - 2) 高齢者のがん
  - 3) 難治性がん
  - 4) 希少がん等
 に関する研究

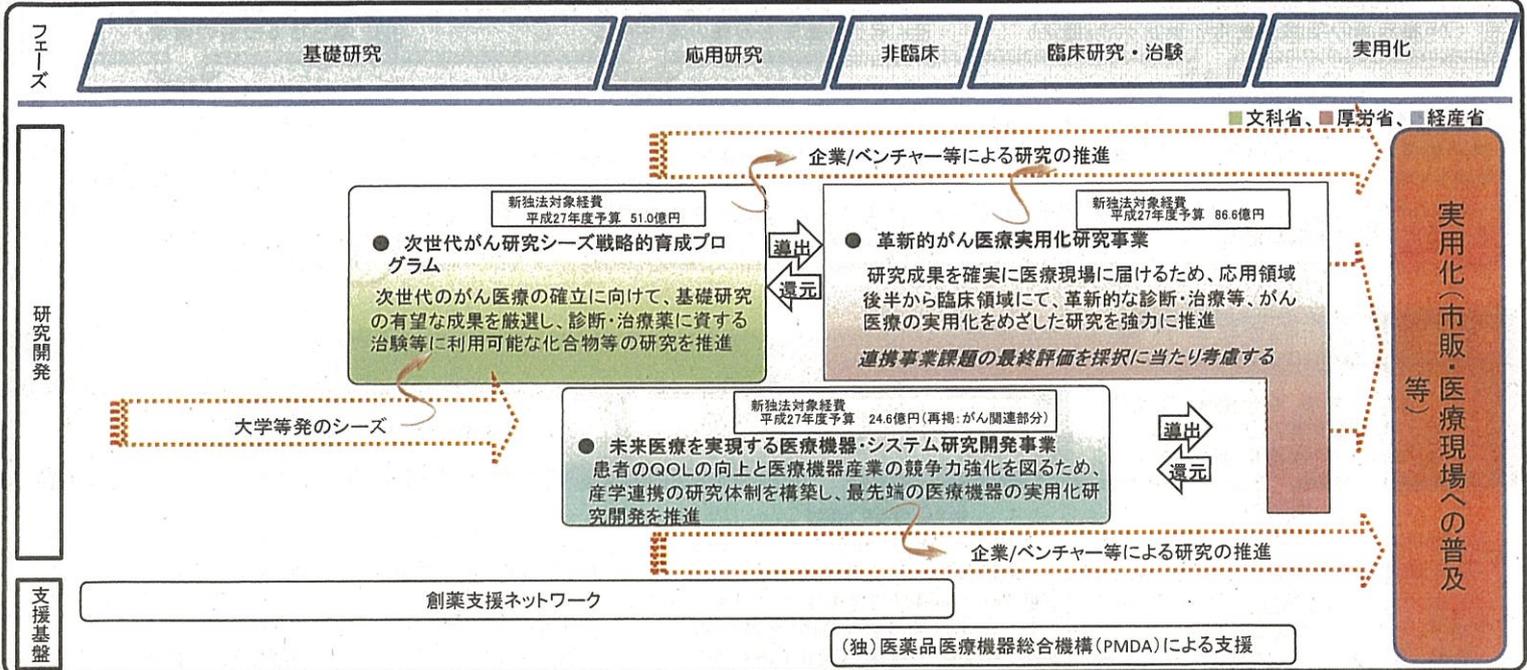
- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

・がん研究を継続的に推進していくため、研究者の育成等にも取り組む。

# 6. ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト

日本医療研究開発機構対象経費  
平成27年度予算 162.3億円(一部再掲)

基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた医薬品・医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究等へ導出する。また、臨床研究で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品・医療機器開発をはじめとするがん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づいて加速する。



## 【2015年度までの達成目標】

- 新規抗がん剤の有望シーズを10種取得
- 早期診断バイオマーカー及び免疫治療予測マーカーを5種取得
- がんによる死亡率を20%減少(平成17年の75歳未満の年齢調整死亡率に比べて平成27年に20%減少させる)

## 【2020年頃までの達成目標】

- 5年以内に日本発の革新的ながん治療薬の創出に向けた10種類以上の治験への導出
- 小児がん、難治性がん、希少がん等に関して、未承認薬・適応外薬を含む治療薬の実用化に向けた6種類以上の治験への導出
- 小児がん、希少がん等の治療薬に関して1種類以上の薬事承認・効能追加
- いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消
- 小児・高齢者のがん、希少がんに対する標準治療の確立(3件以上のガイドラインを作成)

## がん対策基本法

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

(第2～6、8項 略)

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

## がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)

### 第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 7. 基本計画の見直し

基本法第9条第7項では、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定められている。計画期間が終了する前であっても、がんに関する状況の変化、がん対策の進捗状況と評価を踏まえ、必要があるときは、これを変更する。

# がん対策推進基本計画中間評価の概要

## 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

第二期から  
(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

・年齢調整死亡率の推移：**92.4(2005年)→80.1(2013年)**  
減少傾向ながら、全体目標の達成が難しいという統計予測も出ている。  
・**喫煙率減少、がん検診受診率向上をはじめとしたがん対策のより一層の推進が必要。**

・身体的苦痛や精神心理的苦痛の緩和が十分に  
行われていないがん患者が3~4割ほどいる。  
・引き続き、**緩和ケア等の提供体制の検証と整備**  
が必要。

・家族に負担をかけていると感じて  
いたり、職場関係者等に気を使わ  
れていると感じるがん患者が3割  
ほどいる。  
・**がんの教育・普及啓発、がん患者  
への社会的苦痛の緩和等の取組**  
をより一層推進することが重要。

## 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法  
の更なる充実とこれらを  
専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの  
緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

第二期から  
(4) 働く世代や小児への  
がん対策の充実

・**拠点病院の指定要件の改正**や**がんプロ  
フェッショナル基盤養成プラン**等の取組  
により、一定の進捗が得られている。  
・今後、系統的なデータ収集体制の整備  
や先進的な放射線治療機器の適正配置  
についての検討、がん診療に携わる専門  
医のあり方についての検討等を推進する  
ことが重要。

・拠点病院の指定要件の改正により、診  
断時から緩和ケアを提供する体制や専門  
家による診療支援体制の整備が進み、医  
師・看護師の意識の変化もみられた。  
・**拠点病院の医師に対して、緩和ケア研  
修会を受講するよう促すとともに、在宅医  
等が受講できる体制**を構築することが  
必要。  
・拠点病院以外の医療機関や緩和ケア病  
棟、在宅医療等における緩和ケアを推  
進していくことが必要。

・**平成25年12月にがん  
登録が法制化。**  
・**国民への周知が不  
十分であり、より一層  
の普及啓発が必要。**

・関連部局と連携し、がん患  
者・経験者の就労支援につ  
いて検討した。  
・**就労支援に関する既存の仕  
組み・施策・制度を十分に理解  
し、活用していくことが重要。**  
・小児がんについては、「**小児  
がん拠点病院**」及び「**小児がん  
中央機関**」を指定した。

# がん対策推進基本計画中間評価の概要

## その他、分野別施策について

- がん医療
  - 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
  - がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
  - がんと診断された時からの緩和ケアの推進
  - 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
  - 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
  - その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

4. がんの予防

5. がんの早期発見

6. がん研究

7. 小児がん

8. がんの教育・普及啓発

9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

2. がんに関する相談支援と情報提供

3. がん登録

・地域の医療・介護サービス提供体制の構築や、病理診断、リハビリテーション、がんの相談支援、たばこ対策・感染症に起因するがんへの対策をはじめとするがんの予防に係る施策、がん検診の受診率向上をはじめとするがんの早期発見に係る施策等についても、一定の進捗が得られているが、基本計画で掲げた目標達成に向けて、引き続き推進が必要。

・**高齢化が進んでいる我が国の現状を鑑みて、がん患者が住み慣れた地域や住まいで療養生活を送ることができるよう、拠点病院等との連携を確保しつつ、在宅医療・介護体制の整備等を進めることは喫緊の課題。**

・**希少がんについては、「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」の検討状況を踏まえ、診療体制や情報提供体制等を整備することが必要。**

・がん研究については、「健康・医療戦略」及び「医療分野研究開発推進計画」に基づき、新たに設立されたAMEDによる管理の下、平成26年度からの「がん研究10か年戦略」に基づいて、関係省庁が一体となって推進することが重要。

## がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について

1. 関係者等の連携協力の更なる強化

2. 都道府県による都道府県計画の策定

5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化

3. 関係者等の意見の把握

4. がん患者を含めた国民等の努力

6. 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定

7. 基本計画の見直し

・がん対策の推進に当たっては、引き続き、国、地方公共団体と関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要

・本中間評価報告書の内容と、別途とりまとめた「今後のがん対策の方向性について」の内容を踏まえて、今後、がん対策推進協議会等で、具体的な数値目標の設定を含めて、次期がん対策推進基本計画の策定に関する検討を行っていく必要がある。

# 今後のがん対策の方向性についての概要

(～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～)

がん対策推進基本計画に明確な記載がなく、今後、推進が必要な事項

## 1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現

- ・少子高齢化等の社会・経済の変化に対応する**社会保障制度改革**
- ・地域医療介護総合確保推進法に基づく**地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保** 等
- ⇒がん患者を含めた国民全体が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制の整備
- ・各施策の「**費用対効果**」の検証
- ・発症リスクに応じた予防法や早期発見法を開発・確立することによる**個人に適した先制医療**の推進
- ・がん医療の**均てん化と集約化の適正なバランス**に関する検討
- ・がん登録情報を活用した**大規模データベース**の構築

等

## 2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

- ・がん患者が「自分らしさと尊厳」を持って、がんと向き合って生活していくためにはがんに関する正しい情報を獲得することが重要⇒**「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんと共に生きることができる社会」**の実現
- ・障害のある者に対する情報提供、意志決定支援、医療提供体制の整備
- ・難治性がんに対する有効で安全な新しい治療法の開発や効果の期待できる治療法を組み合わせた集学的治療の開発等

## 3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

- ・総合的な**AYA世代のがん対策**のあり方に関する検討(緩和ケア、就労支援、相談支援、生殖機能温存等)
- ・**遺伝性腫瘍**に対する医療・支援のあり方に関する検討
- ・**認知症対策と連動した高齢者のがん対策**のあり方に関する検討

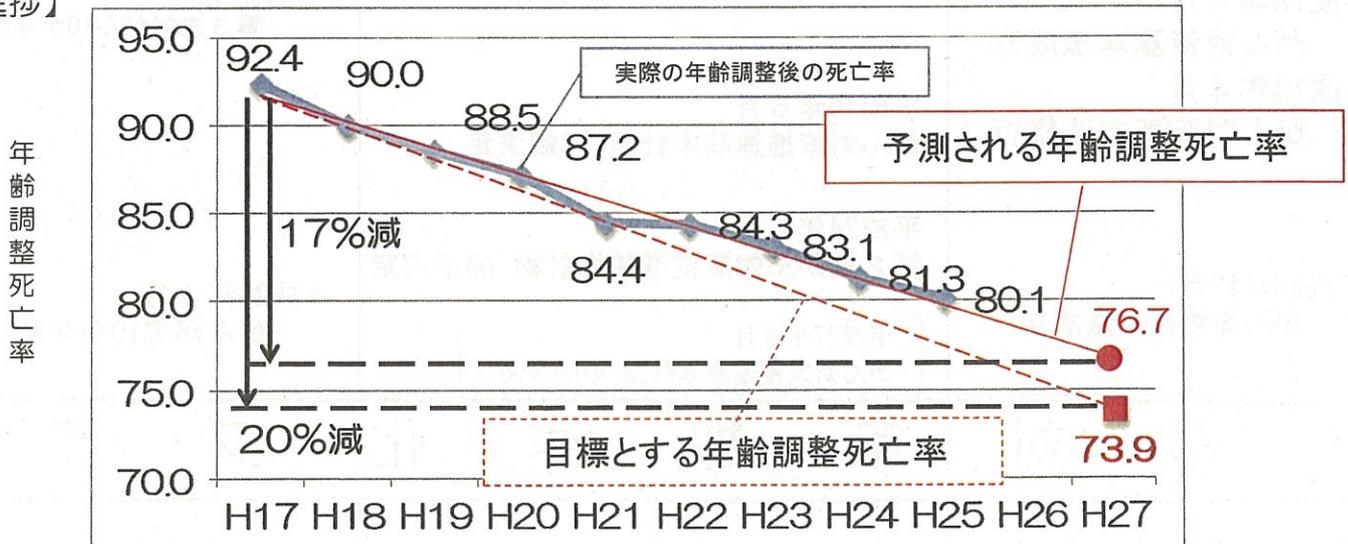
等

# 全体目標 (がんによる死亡者の減少) に対する進捗状況

【目標】 がんによる死亡者数の減少

(10年間でがんの年齢調整死亡率(加齢による死亡率の変化を補正)  
(75歳未満)の20%減少)

【進捗】



目標に対して減少傾向が鈍化

# がん対策を加速するための新たなプランの策定について

## がんサミット開催（平成27年6月1日）

～安倍総理大臣の挨拶より～

本日、私から、厚生労働大臣に対し、「がん対策加速化プラン」を年内を目途に策定し、取組の一層の強化を図るよう指示いたします。このプランは、厚生労働省だけでなく、関係する多くの方々と政府が一丸となって実施するものです。

～塩崎厚生労働大臣の挨拶より～

### 【がん対策を加速するための3つの柱となる考え方】

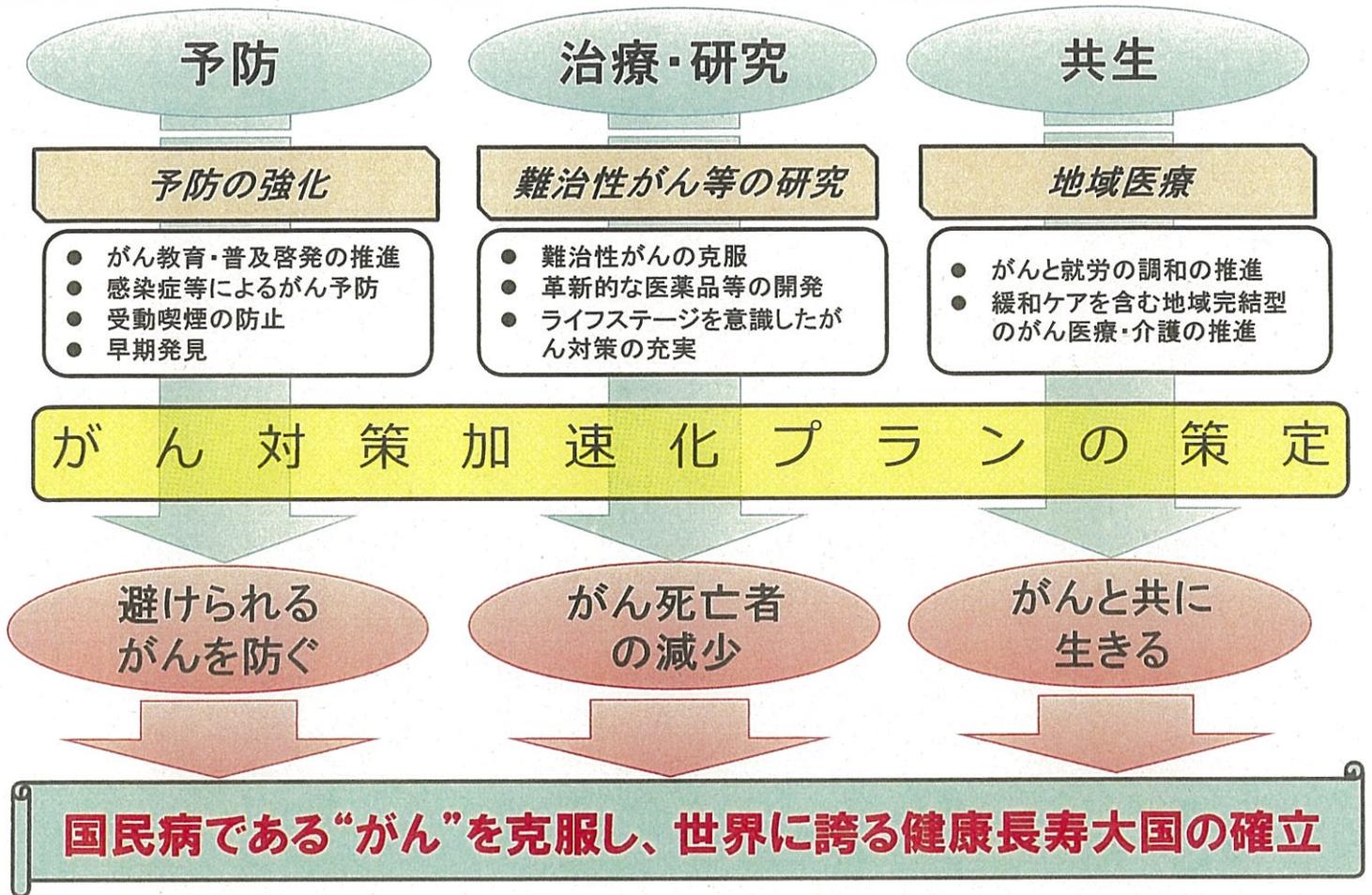
- ① がん教育やたばこ対策、がん検診を含む早期発見の強化に取り組む「がん予防」を進め、「避けられるがんを防ぐ」こと
- ② 小児がん、希少がん、難治性がん等の研究の推進に取り組む「治療・研究」を推進し、死亡者数の減少につなげていくこと
- ③ 緩和ケア、地域医療やがんと就労の問題などに取り組む「がんとの共生」を進め、「がんと共に生きる」ことを支援すること

## がん対策加速化プラン（年内目途）

## わが国のがん対策の歩みについて

法律	がん対策推進基本計画	研究戦略
平成18年6月 がん対策基本法成立 平成19年4月 がん対策基本法施行 平成25年12月 がん登録推進法成立	平成19年6月 がん対策推進基本計画 閣議決定 平成24年6月 第2期がん対策推進基本計画 閣議決定 平成27年6月 がん対策推進基本計画 中間評価	昭和59年4月 対がん10ヵ年総合戦略 平成6年4月 がん克服新10ヵ年戦略 平成16年4月 第3次対がん10ヵ年総合戦略 平成26年4月 がん研究10ヵ年戦略
<b>が ん 対 策 加 速 化 プ ラ ン</b>		
平成28年6月頃 がん対策基本法 改正 (P) ＜議連で検討の動き＞	平成29年6月頃 第3期がん対策推進基本計画 閣議決定	

# 「がん対策加速化プラン」の3本の柱



## 今後の検討テーマとスケジュール(案)

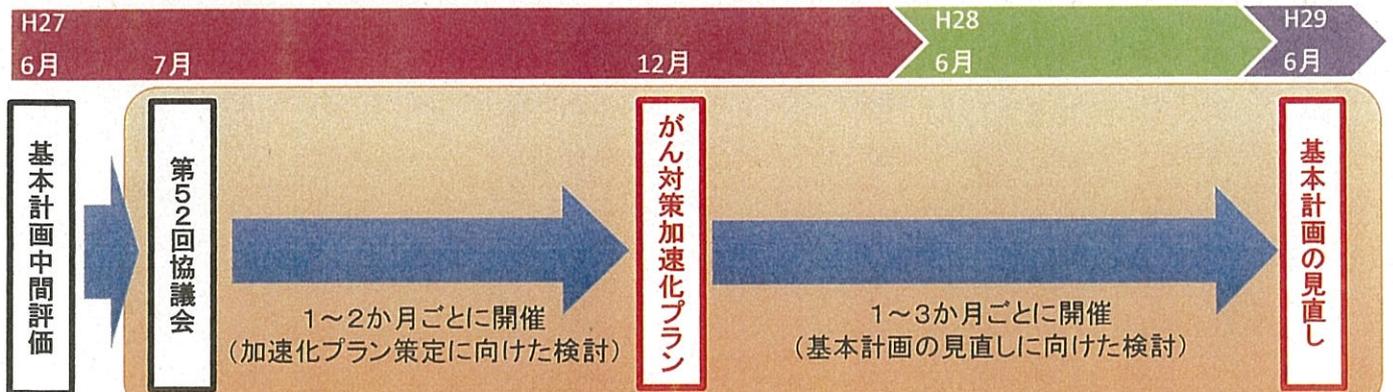
### 検討テーマ

#### ①「がん対策加速化プラン」策定に向けた検討(～H27.12月)

平成27年6月にとりまとめた「がん対策推進基本計画中間評価報告書」及び「今後のがん対策の方向性について」を踏まえつつ、がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん研究10か年戦略に基づくがん対策をより一層推進するための方策を検討する。

#### ②「第3期がん対策推進基本計画」策定に向けた検討(～H29.6月)

### スケジュール



### 関係議連で基本法改正に向けた検討

#### 《各検討会との連動》

- ・がん登録部会
- ・がん検診のあり方に関する検討会
- ・がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会
- ・緩和ケア推進検討会
- ・希少がん医療・支援のあり方に関する検討会